

基本トレーニング 11 日本の政治 (1)

【学習のまとめ】

日本国憲法の成立と特色

- ・ 公布... 1946年(昭和21年)11月3日
- ・ 施行... 1947年(昭和22年)5月3日(5月3日は憲法記念日)
- ・ 三大原則 ... 1 国民主権 2 基本的人権の尊重 3 平和主義

天皇主権から国民主権へ

- ・ 国民主権 ... 政治のあり方を決める力(主権)が国民にある。(大日本帝国憲法は天皇主権)
- ・ 天皇の地位 ... 1 日本国および日本国民統合の象徴

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。(第1条)

- 2 国事行為 ... 内閣の助言と承認によって行う、形式的・儀礼的行為
 - ア 内閣総理大臣の任命
 - イ 最高裁判所長官の任命
 - ウ 憲法改正・法律・政令・条約の公布
 - エ 国会の召集など

- ・ 基本的人権の尊重

「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)

- ・ 自由権 ... 1 身体の自由
 - 2 精神の自由(思想および良心の自由、信教の自由、集会・結社・表現の自由、学問の自由)
 - 3 経済の自由(居住・移転および職業選択の自由、財産権の保障)
- ・ 平等権 ... 1 法の下での平等 2 家族生活の平等
- ・ 社会権 ... 1 生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)
 - 2 教育権 3 勤労権
 - 4 労働三権(団結権・団体交渉権・団体行動権=争議権)
- ・ 基本的人権を守るための権利
 - 1 参政権(選挙権・被選挙権など) 2 請求権
- ・ 新しい権利
 - 1 環境権 2 知る権利 3 プライバシーを守る権利
- ・ 平和主義
 - 1 戦争の放棄 2 戦力の不保持 3 交戦権の否認

第9条 [戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認]

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を確実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権

は、これを認めない。

- ・ 国民の三大義務
 - 1 教育を受けさせる義務 (義務教育9年間)
 - 2 勤労の義務
 - 3 納税の義務

すべて国民は、法律の定める所により、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。(第26条)

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。(第27条)

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。(第30条)

大日本帝国憲法の場合は、上記の1のかわりに「兵役」の義務がありました。

1 日本国憲法の成立と特色

[1] 日本国憲法の成立

- ・ 1945年8月に受け入れた (1 ポツダム宣言) は民主的で平和な国家をつくることを要求するものだった。
- ・ このため (2 大日本帝国憲法) が改められ、(3 1946) 年(4 11) 月(5 3) 日に(6 日本国憲法) として公布された。
- ・ 翌年、(7 5) 月(8 3) 日から施行された。以後、この日は(9 憲法記念日) とされている。
- ・ 新しい憲法は(10 前文) と(11 11) 章(12 103) 条からなっている。

[2] 日本国憲法の三大原則

- (1) (13 国民主権) (主権在民)
 - ・ 国の政治のありかたを決める力を(14 主権) という。
 - ・ 日本国憲法は「(15 主権) は(16 国民) にある」と定められている。
- (2) (17 基本的人権の尊重)
 - ・ 憲法では、国民の基本的な人権を最大限に尊重するように定めている。
- (3) (18 平和主義)
 - ・ 外国と争いがおこっても決して戦争をしないと、(19 9) 条に記してある。
 - ・ 日本は(20 戦争放棄) を決めている国である。

2 天皇主権から国民主権へ

[1] 国民主権と天皇の地位

- ・ 大日本帝国憲法は天皇に主権があった。
- ・ しかし日本国憲法は(21 前文) で、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と記してある。
- ・ 天皇の地位については、「天皇は(22 日本国の象徴であり日本国民統合の象徴) であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」と記されている。(第1条)

[2] 天皇の国事行為

- ・ 国民主権では、天皇には国の政治に関する権限は一切なく、仕事(23 国事行為) は憲法で決められている。

- ・(23) は (24 内閣) の助言と承認によって行う。
- (1) 天皇は (25 国会) の指名にしたがって (26 内閣総理大臣) を任命する。
- (2) 天皇は (27 内閣) の指名にしたがって (28 最高裁判所長官) を任命する。
- (3) (29 憲法改正 ・ 30 法律 ・ 31 政令^{せいれい} ・ 32 条約) を公布する。
- (4) 内閣の決定にもとづいて (33 国会) を召集^{しょうしゅう}したり、(34 衆議院) を解散する。
- ・以上のように、天皇の仕事は形式的なものである。

3] 基本的人権の尊重

- ・日本国憲法では、基本的人権について (35 だれも^{あか}侵すことのできない永久の権利) として定めている。
- ・だが、国民がこの権利をむやみに使ってはならず、(36 公共の福祉^{ふくし}) に利用しなくてはならないとしている。
- ・そして基本的人権を保持するように努力していかなくてはならないとしている。
- ・この基本的人権は、(37 自由権) ・ (38 平等権) ・ (39 社会権) ・ (40 基本的人権) を守るための権利 ((41 参政権) ・ 42 請求権) の4つに分けることができる。

[1] 自由権

- (1) (43 身体) の自由
 - ・誰かの^{どれい}奴隷にされたり、強制されて働かされたりすることのない自由である。
- (2) (44 精神) の自由
 - ・ (45 思想) および良心の自由とは、自分で考えて良心に従う自由である。
 - ・ (46 信教^{しんきょう}) の自由とは、どんな宗教を信じても、また信じなくてもいい自由である。
 - ・ (47 集会) ・ 48 結社^{けっしゃ} ・ 49 表現) の自由とは、同じ考えの人が集まって、団体をつくっても良い自由である。
 - ・ (50 学問) の自由とは、研究や学問をすることのできる自由のことである。
- (3) (51 経済) の自由
 - ・住みたいところに住み、自分が望む職業を選び、また自分の財産を持つことができる自由である。

[2] 平等権

- ・全ての国民は、(52 法) の下^{もと}に平等であって人種、考え方、男女の別、身分、家柄^{いえがら}によって差別されない権利である。 男女雇用機会均等法 (1985年制定、翌年実施)

[3] 社会権

- ・資本主義が発達すると、貧富の差が大きくなった。
- ・しかしお金を持たない人たちにも、人間らしい生活をするための権利が必要である。
- ・これを (53 社会権) というが、これを最初に保障したのがドイツの (54 ワイマール) 憲法である。

(1) (55 生存) 権

- ・憲法は「すべて国民は (56 健康) で (57 文化) 的な最低限度の生活を営む権利がある」としている。

第25条 [国民の生存権、国の社会保障的義務]

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2) (58 教育) を受ける権利

- ・人間らしい生活のためには、経済的な面だけでなく、文化的な面が大事である。
- ・そこで、能力に応じて等しく (59 教育) をうけることのできる権利を定めている。

(3) (60 勤労) 権

- ・働く権利を保障され、働く機会を提供されなくてはならない。

(4) (61 労働三) 権

- ・労働者が団結して労働組合などをつくる権利を (62 団結権) という。
- ・使用者と対等に話し合う権利を (63 団体交渉権) という。
- ・話がまとまらないときには、ストライキなどができる権利を (64, 65 団体行動権、争議権) という。

[4] 基本的人権を守るための権利

(1) (66 参政) 権

- ・国民が政治に参加する権利である。(67 選挙) 権や (68 被選挙) 権などがある。
- ・憲法改正の (69 国民投票)、最高裁判所裁判官の (70 国民審査) などがある。

(2) (71 請求) 権

- ・人権が侵された場合に、その救済を裁判所に求め (72 裁判) を受ける権利がある。

[5] 新しい権利

- ・その後のさまざまな社会生活の変化によって、新しい権利が必要になった。

(1) (73 環境) 権

- ・公害から生活を守り、(74 日照) 権などを守る権利のことである。

(2) (75 知る) 権利

- ・国民が国などにたいして、(76 情報) の公開を求める権利のことである。

(3) (77 プライバシー) を守る権利

- ・個人の私生活などを守る権利のことである。

[4] 平和主義

- ・日本国憲法では、悲惨な戦争をくり返さないために (78 平和主義) が盛りこまれている。
- ・9条には、「日本国民は、(79 正義) と (80 秩序) の上にたった (81 国際) 平和を心から願い、戦争と武力を用いることは、国と国の間の争いを解決する手段としては、永久にこれを (82 放棄) する」と定めている。
- ・「この目的を達成するために (83 陸海空軍) その他の戦力はもたず、国の (84 交戦) 権は認めない」と定めている。

- ・しかし、(85 自衛隊) などがおかれており、これらと平和主義についての考え方は分れている。

5 国民の三大義務

- ・権利があれば、国民がしなくてはならない(86 義務) も定められている。
- ・(87 勤労) の義務、(88 子ども) に(89 普通教育) を受けさせる義務、(90 納税) の義務、の三つである。

シリーズ - 11

基本トレーニング 11 日本の政治 (1)

1 日本国憲法の成立と特色

[1] 日本国憲法の成立

- ・1945年8月に受け入れた(1))は民主的で平和な国家をつくることを要求するものだった。
- ・このため(2))が改められ、(3))年(4))月(5))日に(6))として公布された。
- ・翌年、(7))月(8))日から施行された。以後、この日は(9))とされている。
- ・新しい憲法は(10))と(11))章(12))条からなっている。

[2] 日本国憲法の三大原則

(1) (13))(主権在民)

- ・国の政治のありかたを決める力を(14))という。
- ・日本国憲法は「(15))は(16))にある」と定められている。

(2) (17))

- ・憲法では、国民の基本的な人権を最大限に尊重するように定めている。

(3) (18))

- ・外国と争いがおこっても決して戦争をしないと、(19))条に記してある。
- ・日本は(20))を決めている国である。

2 天皇主権から国民主権へ

[1] 国民主権と天皇の地位

- ・大日本帝国憲法は天皇に主権があった。
- ・しかし日本国憲法は(21))で、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と記してある。
- ・天皇の地位については、「天皇は(22))であつて、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」と記されている。(第1条)

[2] 天皇の国事行為

- ・国民主権では、天皇には国の政治に関する権限は一切なく、仕事(23))は憲法で決められている。
- ・(23))は(24))の助言と承認によって行う。
- (1) 天皇は(25))の指名にしたがって(26))を任命する。
- (2) 天皇は(27))の指名にしたがって(28))を任命する。
- (3) (29)) ・ 30)) ・ 31)) ・ 32)) を公布する。
- (4) 内閣の決定にもとづいて(33))を召集したり、(34))を解散す

る。

- ・以上のように、天皇の仕事は形式的なものである。

[3] 基本的人権の尊重

- ・日本国憲法では、基本的人権について (35) として定めている。
- ・だが、国民がこの権利をむやみに使ってはならず、(36) に利用しなくてはならないとしている。
- ・そして基本的人権を保持するように努力していかなくてはならないとしている。
- ・この基本的人権は、(37) ・(38) ・(39) ・(40) を守るための権利((41) ・ 42) の4つに分けることができる。

[1] 自由権

(1) (43) の自由

- ・誰かの^{どれい}奴隷にされたり、強制されて働かされたりすることのない自由である。

(2) (44) の自由

- ・(45) および良心の自由とは、自分で考えて良心に従う自由である。
- ・(46) の自由とは、どんな宗教を信じても、また信じなくてもいい自由である。
- ・(47) ・ 48 ・ 49) の自由とは、同じ考えの人が集まって、団体をつくっても良い自由である。
- ・(50) の自由とは、研究や学問をすることのできる自由のことである。

(3) (51) の自由

- ・住みたいところに住み、自分が望む職業を選び、また自分の財産を持つことができる自由である。

[2] 平等権

- ・全ての国民は、(52) の^{もと}下^{もと}に平等であって人種、考え方、男女の別、身分、^{いえがら}家柄によって差別されない権利である。 ^{こよう きんとう}男女雇用機会均等法 (1985年制定、翌年実施)

[3] 社会権

- ・資本主義が発達すると、貧富の差が大きくなった。
- ・しかしお金を持たない人たちにも、人間らしい生活をするための権利が必要である。
- ・これを(53) というが、これを最初に保障したのがドイツの(54) 憲法である。

(1) (55) 権

- ・憲法は「すべて国民は(56) で(57) 的な最低限度の生活を営む権利がある」としている。

(2) (58) を受ける権利

- ・人間らしい生活のためには、経済的な面だけでなく、文化的な面が大事である。
- ・そこで、能力に応じて等しく(59) を受けることのできる権利を定めている。

(3) (60) 権

- ・働く権利を保障され、働く機会を提供されなくてはならない。

(4) (61) 権

- ・労働者が団結して労働組合などをつくる権利を (62) という。
- ・使用者と対等に話し合う権利を (63) という。
- ・話がまとまらないときには、ストライキなどができる権利を (64, 65) という。

[4] 基本的人権を守るための権利

(1) (66) 権

- ・国民が政治に参加する権利である。(67) 権や (68) 権などがある。
- ・憲法改正の (69) 最高裁判所裁判官の (70) などがある。

(2) (71) 権

- ・人権が侵された場合に、その救済を裁判所に求め (72) を受ける権利がある。

[5] 新しい権利

- ・その後のさまざまな社会生活の変化によって、新しい権利が必要になった。

(1) (73) 権

- ・公害から生活を守り、(74) 権などを守る権利のことである。

(2) (75) 権利

- ・国民が国などにたいして、(76) の公開を求める権利のことである。

(3) (77) を守る権利

- ・個人の私生活などを守る権利のことである。

4 平和主義

- ・日本国憲法では、悲惨な戦争をくり返さないために (78) が盛りこまれている。
- ・9条には、「日本国民は、(79) と (80) の上にたった (81) 平和を心 から願い、戦争と武力を用いることは、国と国の間の争いを解決する手段としては、永久にこれを (82) する」と定めている。
- ・「この目的を達成するために (83) その他の戦力はもたず、国の (84) 権は認めない」と定めている。
- ・しかし、(85) などがおかれており、これらと平和主義についての考え方は分れている。

5 国民の三大義務

- ・権利があれば、国民がしなくてはならない (86) も定められている。
- ・(87) の義務、(88) に (89) を受けさせる義務、(90) の義務、の三つである。